



平成 29 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 イ ワ キ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 城 慶 太 郎
(コード番号 8095 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 瀬 戸 口 智
(TEL. 03-3279-0481)

(訂正)「譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 29 年 2 月 24 日に開示いたしました「譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ」の記載内容の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

【訂正箇所 1】

3. 本割当契約の概要

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取り扱い

②譲渡制限の解除対象となる株式数

(訂正前)

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間(月単位)を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数の株数(1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする)とする。

(訂正後)

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする)とする。

【訂正箇所 2】

3. 本割当契約の概要

(6) 組織再編等における取り扱い

(訂正前)

譲渡制限期間中に、(中略)当該時点において保有する本割当株数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

(訂正後)

譲渡制限期間中に、(中略)当該時点において保有する本割当株数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数 (その数が1を超える場合は、1とする。) を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

以 上